

令和2年4月16日提供

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

(第1版 令和2年4月16日現在)

（住民向け）

●生活資金に関すること

生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）・・	3
母子父子寡婦福祉資金貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

●子どもに関すること

福島県立高等学校の授業料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・	4
高等教育修学支援新制度による支援・・・・・・・・・・・・・・・・	4
臨時休業中の学校給食費の保護者への返還措置・・・・・・・・	5
（特別）児童扶養手当給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・	5

●減免・猶予に関すること

県税の猶予制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
福島県立高等学校の授業料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・	7
運転免許更新の臨時措置・・・・・・・・・・・・・・・・	7

（事業者向け）

●労働者に関すること

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・・・・・・・・	8
（労働者に休暇を取得させた事業者向け）	
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金・・・・・・・・	8
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	

●事業活動に関すること

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度・・・・・・・・	9
持続化給付金（中小企業庁）・・・・・・・・・・・・・・・・	9
雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）・・	10
新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）・・	11
新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）・・	12
新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）・・	13

●農林水産業に関すること

農林漁業セーフティネット資金（農業者等向け）・・・・・・・・	14
農林漁業セーフティネット資金（林業者向け）・・・・・・・・	14
農林漁業セーフティネット資金（漁業者向け）・・・・・・・・	15

漁業近代化資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
肉用牛肥育経営安定交付金制度・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
●建設業に関すること	
建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和・・・・・・・・	1 7
(共通)	
●各種相談に関すること	
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・・・・・・・・	1 8
福島県社会保険労務士会による無料電話相談・・・・・・・・	1 8
人権相談（法務局）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
女性・男性のための相談・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
性暴力等被害救援協力機関“S A C R Aふくしま”・・・・・・・・	1 9
外国人住民のための相談・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
子どもに関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
「こころ」の健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
消費生活相談・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
消費生活無料法律相談等・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
事業資金相談ダイヤル・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
中小企業労働相談所・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
●その他	
遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）・・・・・・	2 2
◎お問い合わせ先一覧	
〔福島県〕・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3

（住民向け）

●生活資金に関すること

制 度 の 名 称	生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）												
支 援 の 種 類	貸付（融資）												
概 要	●新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に貸付を行う。 令和2年3月25日（水）より受付開始。 主に休業された方向け（緊急小口資金） <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td><td>新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯</td></tr> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>原則10万円、学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内</td></tr> <tr> <td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr> </table> 主に失業された方向け（総合支援資金） <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td><td>新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）</td></tr> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）</td></tr> <tr> <td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr> </table> ●このほか、生活福祉資金には、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。	対 象 者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯	貸 付 限 度 額	原則10万円、学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内	貸 付 利 率	無利子	対 象 者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）	貸 付 限 度 額	（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）	貸 付 利 率	無利子
対 象 者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯												
貸 付 限 度 額	原則10万円、学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内												
貸 付 利 率	無利子												
対 象 者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）												
貸 付 限 度 額	（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）												
貸 付 利 率	無利子												
活 用 で き る 方	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を要する方 ・失業等により生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を要する方												
お 問 い 合 わ せ	・お住まいの市町村の社会福祉協議会 ・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250（直通）												

制 度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金貸付金				
支 援 の 種 類	貸付				
概 要	●新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や 学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金における、生活資金（生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付）の活用が可能です。 <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>月額105,000円</td></tr> <tr> <td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr> </table>	貸 付 限 度 額	月額105,000円	貸 付 利 率	無利子
貸 付 限 度 額	月額105,000円				
貸 付 利 率	無利子				
活 用 で き る 方	●母子（父子）福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（男子） ・20歳未満の父母のない児童 ・配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童 ●寡婦福祉資金 ・母子家庭で子どもが成人した母親など				
お 問 い 合 わ せ	・福島県保健福祉事務所または児童家庭課 電話：024-521-7176（直通） ・お住まいの市町村の担当課				

●子どもに関すること

制 度 の 名 称	福島県立高等学校の授業料の減免制度
支 援 の 種 類	減免
概 要	●修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次の要件に該当する場合、県立高校の授業料を免除する。 ※原則として「高等学校等就学支援金制度」が適用されますので、授業料の免除については、「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒のみが申請対象です。家計の急変などにより授業料の納入が困難になった場合は、減免制度の対象となることがあります。 (1)保護者が生活保護を受けている場合（専攻科に在学する者以外） (2)保護者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合 (3)保護者の失職、転職により家計が急変した場合 ●免除額 授業料額と同額
活 用 で き る 方	(1)～(3)の要件のいずれかに該当し、かつ授業料の納入が困難であると認められる生徒
お 問 い 合 わ せ	・生徒の在籍している県立高等学校 ・福島県教育庁財務課 電話：０２４－５２１－７７５４

制 度 の 名 称	高等教育修学支援新制度による支援
支 援 の 種 類	福島県公立大学法人に対する授業料減免
概 要	1 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、下記の事由のいずれかにより家計が急変した学生がいる世帯へ支援を行う。 ・生計維持者の一方（又は両方）が死亡 ・生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難 ・生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る） ・生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入が大きく減少 ・自分のアルバイトなどの収入が減少したため、新たに支援を受けたい。 2 支援内容 ・授業料・入学金の減免＋給付型奨学金の支給 ・貸与型奨学金（無利子・有利子） 詳しい支援内容や手続きなどは「お問い合わせ」先へお願いします。
活 用 で き る 方	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等
お 問 い 合 わ せ	【奨学金】日本学生支援機構奨学金相談センター ０５７０－６６６－３０１ 【授業料・入学金】公立大学法人福島県立医科大学教育研修支援課 ０２４－５４７－１１１１（代） 【授業料・入学金】公立大学法人会津大学学生課 ０２４２－３７－２５００（代）

制 度 の 名 称	臨時休業中の学校給食費の保護者への返還措置
支 援 の 種 類	返還に係る給付
概 要	●政府の一斉臨時休業の要請を受けた3月2日から春休みまでの間で学校臨時休業期間中に提供されなかった学校給食のうち、食材購入に要した費用等の全部を児童生徒の保護者に返還する。
活用できる方	●政府の一斉臨時休業の要請を受けた3月2日から春休みまでの間で学校臨時休業期間中に提供されなかった学校給食であって、学校給食費を既に学校に収めている児童生徒の保護者
お 問 い 合 わ せ	・在籍する各学校（事務担当）

制 度 の 名 称	（特別）児童扶養手当給付事業
支 援 の 種 類	給付
概 要	●特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受給するにあたり、必要となる届出を、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたことにより遅れて提出した場合、「やむを得ない理由」該当するものと取り扱い、弾力的な対応を行う。
活用できる方	特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者
お 問 い 合 わ せ	・福島県児童家庭課 024-521-7176 ・各市町村（特別）児童扶養手当窓口

●減免・猶予に関すること

制 度 の 名 称	県税の猶予制度
支 援 の 種 類	納税の猶予
概 要	●徴収の猶予 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患した場合や、災害により財産に相当な損失が生じた場合（具体例 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など）など、一定のケースに該当する場合は、徴収の猶予の制度があります。 ※申請する必要があります。 ※原則として担保が必要です。 ※猶予される期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。 ●換価の猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予の制度があります。 ※納期限から6か月以内に申請する必要があります。 ※納税について誠実な意思を有するなど一定の要件があります。 ※原則として担保が必要です。 ※猶予される期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。
活 用 で き る 方	県税の納税義務者又は納入義務者
お 問 い 合 わ せ	・最寄りの地方振興局県税部 ○県北地方振興局県税部 : 0 2 4 - 5 2 1 - 2 6 8 2 ○県中地方振興局県税部 : 0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 4 1 ○県南地方振興局県税部 : 0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 4 ○会津地方振興局県税部 : 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 4 1 ○南会津地方振興局県税部 : 0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 2 ○相双地方振興局県税部 : 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 4 ○いわき地方振興局県税部 : 0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 3 0

制 度 の 名 称	福島県立高等学校の授業料の減免制度
支 援 の 種 類	減免
概 要	●修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次の要件に該当する場合、県立高校の授業料を免除する。 ※原則として「高等学校等就学支援金制度」が適用されますので、授業料の免除については、「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒のみが申請対象です。家計の急変などにより授業料の納入が困難になった場合は、減免制度の対象となることがあります。 (1)保護者が生活保護を受けている場合（専攻科に在学する者以外） (2)保護者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合 (3)保護者の失職、転職により家計が急変した場合 ●免除額 授業料額と同額
活 用 で き る 方	(1)～(3)の要件のいずれかに該当し、かつ授業料の納入が困難であると認められる生徒
お 問 い 合 わ せ	・生徒の在籍している県立高等学校 ・福島県教育庁財務課 電話：０２４－５２１－７７５４

制 度 の 名 称	運転免許更新の臨時措置
支 援 の 種 類	更新期間の延長
概 要	下記対象の方が、更新期間の末日までに免許センターまたは警察署（分庁舎）において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から３か月間運転及び更新可能期間が延長されます。
活 用 で き る 方	運転免許有効期間の末日が令和２年３月13日から７月３１日までの間の運転免許証をお持ちの方
お 問 い 合 わ せ	福島運転免許センター 電話：０２４－５９１－４３８１（平日8:30～17:00）

(事業者向け)
●労働者に関すること

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)
支 援 の 種 類	助成金
概 要	●令和2年2月27日から3月31日までの間（今後、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇についても対象となる見込み）に、 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し、助成金を支給する。 ■助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額※×10／10 （※対象労働者1人につき、各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）×有給休暇の日数） ■申 請 令和2年3月18日から6月30日まで ■支給要件 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。
活用できる方	上記により、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主
お 問 い 合 わ せ	・「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」 電話：0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9時～21時） ・申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナ 休暇支援」で検索できます。

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
支 援 の 種 類	支援金
概 要	●令和2年2月27日から3月31日までの間（今後、対象となる期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間についても対象となる見込み）に、保護者であって ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話をを行う必要があり、 小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結している方で、 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと に該当する方が対象。 ■支援内容 令和2年2月27日から3月31日の間において就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）を支給（春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く。） ■申 請 令和2年3月18日から6月30日まで ■そ の 他 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。
活用できる方	上記のすべてに該当する、業務委託契約等を締結して個人で仕事をする方
お 問 い 合 わ せ	・「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」 電話：0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9時～21時） ・申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナ 個人委託」で検索できます。

●事業活動に関すること

制 度 の 名 称	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度
支 援 の 種 類	貸付（融資）
概 要	●新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業業者に対し、必要とする設備資金及び運転資金の貸付を行う。 ・貸付限度額 6,000万円以内 ・貸付利率 貸付後3年間は基準利率(※)－0.9% (※)基準利率は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 ・担 保 担保は徴しない。 ・保証人 次の場合保証人を徴しない。 ①法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫が確認できること。 ②債務超過でないこと。
活 用 で き る 方	生活衛生関係営業業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当するもの (1)最近1ヶ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること (2)中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
お 問 い 合 わ せ	・日本政策金融公庫福島支店 電話：024－522－9241（中小企業事業）

制 度 の 名 称	持続化給付金（中小企業庁）
支 援 の 種 類	給付金
概 要	●感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者 【給付額】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) ※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。 ※本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表します。
お 問 い 合 わ せ	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 03－3501－1544 受付：平日・休日9時～17時

制 度 の 名 称	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）
支 援 の 種 類	助成金
概 要	● 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。 【新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置】 ■ 適 用 期 間 休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用 ■ 対象労働者 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成。 なお、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの「緊急対応期間」においては、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。 ■ 助 成 率 中小企業 2／3、大企業 1／2 （※いずれも上限があります。） 「緊急対応期間」においては、中小企業 4／5、大企業 2／3（解雇等を行わない場合は、中小企業 9／10、大企業 3／4） ■ 支給要件等 その他、支給にあたって要件があります。詳細については下記までお問い合わせください。
活 用 で き る 方	■ 雇用保険適用事業主であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象（その他の支給要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。）
お 問 い 合 わ せ	・福島労働局職業安定部職業対策課 電話：024-529-5409（直通） ・お近くのハローワーク

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）
支 援 の 種 類	貸付（融資）
概 要	●対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。 (1)新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく中小企業者であると認められた者。（危機関連保証） 県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。 売上高の減少について市町村長の認定が必要。 ①最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少していること ②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること (2)新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証4号） 上記売上高等の減少が20%以上の場合、セーフティネット保証4号に該当し、セーフティネットの利用も可能。 ■ 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%（責任共有制度対象外100%保証） ■ 担 保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保 証 人 法人は原則として1名以上、個人は必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和2年4月1日より令和3年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証4号及び危機関連保証の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。 （注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。
お問い合わせ	・【融資の申込・相談】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ・【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
制 度 の 内 容	●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者に対しての融資制度です。	
	●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額・償還期間は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。	
	○国民生活事業	
	貸 付 限 度 額	別枠で6,000万円
	償 還 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
	○中小企業事業	
貸 付 限 度 額	別枠で3億円	
償 還 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	
●実質的な無利子化融資とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。 特別利子補給制度の具体的な手続や実施機関などは、中小企業庁HP等により公表されるまで今しばらくお待ちください。		
活用できる方	中小企業・小規模事業者	
お問い合わせ	・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店,郡山支店,会津若松支店,いわき支店 ・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店	

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）								
支 援 の 種 類	貸付（融資）								
制 度 の 内 容	●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中堅企業・中小企業に対しての融資制度です。 ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 ○中小企業向け制度 <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>元高：20億円以内 残高：3億円以内</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td></tr> </table> ○中堅企業向け制度 <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>定めなし</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td></tr> </table> ●「特別利子補給制度」により当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。（4年目以降はこの利子補給はありません。） 利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁HP等で公表されるまで、今しばらくお待ちください。	貸 付 限 度 額	元高：20億円以内 残高：3億円以内	償 還 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	貸 付 限 度 額	定めなし	償 還 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
貸 付 限 度 額	元高：20億円以内 残高：3億円以内								
償 還 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）								
貸 付 限 度 額	定めなし								
償 還 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）								
活用できる方	●中堅企業・中小企業								
お問い合わせ	・商工組合中央金庫 福島支店、会津若松営業所								

●農林水産業に関すること

制 度 の 名 称	農林漁業セーフティネット資金（農業者等向け）		
支 援 の 種 類	貸付（融資）		
概 要	●制度概要 災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営安定化のための資金を貸し付けるもの。 ●貸付限度額 （一般）1,200万円 （特認）年間経営費等の12分の12以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ●返済期間 10年以内（うち据置期間3年以内） ●貸付利率 0.10%（令和2年3月18日現在） ●特例措置の内容 ・貸付限度額の引上げ（通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内） ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保措置（担保は融資対象物件に限る貸付）		
活 用 で き る 方	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある主業農業者等		
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 農林水産部事業本部 電話：0120-926478 福島支店（農林水産事業） 電話：024-521-3328		

制 度 の 名 称	農林漁業セーフティネット資金（林業者向け）		
支 援 の 種 類	貸付（融資）		
概 要	●制度概要 災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営安定化のための資金を貸し付けるもの。 ●貸付限度額 （一般）1,200万円 （特認）年間経営費等の12分の12以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ●返済期間 10年以内（うち据置期間3年以内） ●貸付利率 0.10%（令和2年3月18日現在） ●特例措置の内容 ・貸付限度額の引上げ（通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内） ・利子助成による融資当初10年間の実質無利子 ・実質無担保措置（担保は融資対象物件に限る貸付）		
活 用 で き る 方	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある林業者		
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 農林水産部事業本部 電話：0120-926478 福島支店（農林水産事業） 電話：024-521-3328		

制 度 の 名 称	農林漁業セーフティネット資金（漁業者向け）	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
概 要	●制度概要 災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営安定化のための資金を貸し付けるもの。 ●貸付限度額 （一般）1,200万円 （特認）年間経費等の12分の12以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ●返済期間 10年以内（うち据置期間3年以内） ●貸付利率 0.10%（令和2年3月18日現在） ●特例措置の内容 ・貸付限度額の引上げ（通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内） ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保措置（担保は融資対象物件に限る貸付）	
活 用 で き る 方	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある漁業者	
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 農林水産部事業本部 電話：0120-926478 福島支店（農林水産事業） 電話：024-521-3328	

制 度 の 名 称	漁業近代化資金		
支 援 の 種 類	貸付（融資）		
概 要	● 資金用途：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化※、保証料当初5年間免除貸付（融資）を行う。		
	対象：漁業近代化資金の5号資金/種苗・育成費）		
	※実質無担保（担保は融資対象物件に限る貸付け）		
	貸 付	(限度額)	(利率)
	限 度 額		
利 率			
	漁船漁業者（20t未満）	9 千万円	0.10%
	漁船漁業者（20t以上）	3億 6 千万円	0.15%
	養殖業者（個人）	9 千万円	0.10%
	養殖業者（法人）	3億 6 千万円	0.10%
	水産加工業者	9 千万円	0.10%
	複合経営	3億 6 千万円	0.10%
	漁協等	1 2 億円	0.10%
	※貸付当初5年間実質無利子		
償 還 期 間	5 年以内（うち据置期間 2 年以内）		
	※ぶり、ほたてがい及び真珠貝の養殖又は増殖に係るものは据置期間 3 年		
	※R2.2.20現在		
活 用 で き る 方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等		
お 問 い 合 わ せ	・福島県信用漁業協同組合連合会 電話：0 2 4 6-2 9-2 3 3 1 ・農林中央金庫福島支店 電話：0 2 4-5 5 2-5 6 0 0 ・福島県水産事務所 電話：0 2 4 6-2 4-6 1 7 4 ・福島県農林水産部水産課 電話：0 2 4-5 2 1-7 3 7 9		

制 度 の 名 称	肉用牛肥育経営安定交付金制度		
支 援 の 種 類	補てん金		
概 要	● 肉用牛肥育経営の収益が悪化した時に肥育牛生産者に補てん金を交付することにより、肥育経営安定と肉用牛生産基盤の拡大を図ることを目的としています。 ● 肥育牛 1 頭あたりの粗収益が生産費を下回った場合に、肥育牛生産者に補てん金を交付（四半期毎）します。 (1) 抛割割合生産者：国＝1：3 (2) 補てん割合 生産費と粗収益との差額分の 9 割 (3) 生産者負担金 肉専用種13,000円／頭、交雑種17,000円／頭、乳用種19,000円／頭		
活 用 で き る 方	・都道府県域を範囲とする民間団体 ・肥育牛生産者 ただし、資本金3億円を超え、かつ従業員300人を超える大企業要件に該当する方は除きます。また、原則として、配合飼料価格安定基金への継続加入が必要です。		
お 問 い 合 わ せ	(公社) 福島県畜産振興協会 電話：0 2 4-5 7 3-0 5 1 5		

●建設業に関すること

制 度 の 名 称	建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和
支 援 の 種 類	学校の臨時休業対策
概 要	●工事現場に配置された監理技術者等が、学校の臨時休業に伴う育児のため短期間工事現場を離れること及び工期途中で交代することを認める。 また、学校の臨時休業に伴う育児のため、建設業者に、公共工事の現場に専任の監理技術者等として配置できる「３か月以上の雇用関係にある技術者」がない場合は、３か月未満の雇用関係にある者の配置を認める。
活 用 で き る 方	小学校等に通う子の保護者及びその保護者が勤務する建設業者
お 問 い 合 わ せ	土木部建設産業室 電話：０２４－５２１－７４５２

(共通)

●各種相談

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
相談内容、概要等	●県の対策や予防法などの相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県相談専用ダイヤル 電話：024-521-7871 Fax：024-521-7926 平日 8時～21時 土日祝日 8時30分～17時15分 ※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。 ●厚生労働省厚生労働省相談窓口 電話：0120-565653 土日・祝日含む 9時～21時 ●県北保健所（県北保健福祉事務所） 医療薬事課 電話：024-534-4113 平日のみ 8時30分～17時15分 ●県中保健所（県中保健福祉事務所） 医療薬事課 電話：0248-75-7818 平日のみ 8時30分～17時15分 ●南会津保健所（南会津保健福祉事務所） 医療薬事課 電話：0241-63-0306 平日のみ 8時30分～17時15分 ●相双保健所（相双保健福祉事務所） 医療薬事課 電話：0244-26-1329 平日のみ 8時30分～17時15分 ●福島市保健所健康推進課 電話：024-535-8661 平日のみ 8時30分～17時15分（土日祝日含む） ●郡山市保健所地域保健課 電話：024-924-2163 平日のみ 8時30分～17時15分 ●いわき市保健所専用ダイヤル 電話：0246-27-8606 8時30分～17時（土日祝日含む）

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●用調整助成金等の各種助成金に関する相談 ●有給休暇及び休業手当、休業に関する相談 ●新型コロナウイルス感染症における新たな助成金制度に関する相談など
お問い合わせ	●電話：024-526-2270 月～金（祝日を除く）9時～16時

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	●差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット（SNS等を含む。）上の書き込みなどの様々な人権問題について、相談を受け付けています。 【受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分】 ※当分の間、面接による相談は見合わせ、電話又はインターネットでの利用となります。
お問い合わせ	●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシャル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/ （パソコン、携帯、スマートフォン共通） 

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	●家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）についての相談を受け付けています。 ●その他、法律相談、女性のためのカウンセリングを行っています。
お問い合わせ	●福島県男女共生センター相談室（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） 電話：0243-23-8320 （一般相談）火・木～日／ 9時～12時、13時～16時 水／ 13時～17時、18時～20時 （法律相談）第3水曜／13時30分～15時30分（1人30分）（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10時～11時（面接のみ） 第3金曜／13時30分～14時30分（面接のみ）

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関 “SACRAふくしま”
相談内容、概要等	●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。
お問い合わせ	●SACRAホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10時～20時 火・木／10時～16時

相談窓口名	外国人住民のための相談
相談内容、概要等	●外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。 対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語
お問い合わせ	●実施日時 【英語、中国語、日本語】（相談員による対応） 火～土／9時～17時15分 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（通訳員による対応） 木／10時～14時 ※第4、5木曜は事前予約が必要です。 【タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（外部の通訳サービスによる対応） 火～土／9時～17時15分 ●実施場所（来所相談及び電話相談） 福島県国際交流協会（福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） https:// www.worldvillage.org/ 電話：024-524-1316 FAX：024-521-8308 ※日、月、祝日、年末年始は休業 

相談窓口名	子どもに関する相談
相談内容、概要等	●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	●児童相談所共通ダイヤル189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、ご相談ください。
お問い合わせ	●こころの健康に関するご相談 ・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く）9時～17時 電話：0570-064-556

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	●新型コロナウイルスに関する下記のような相談や情報提供を受け付けています。 事例１）「行政からの委託で消毒に行く」という電話がかかってきた 事例２）不審なマスク販売広告メールがスマートフォンに届いた 事例３）コロナ対策用品を購入したら、違う商品が届いた など
お問い合わせ	●福島県消費生活センター 受付時間：月～金／９時～１８時３０分、第４日曜／９時～１６時３０分 電話 ０２４－５２１－０９９９

相談窓口名	消費生活無料法律相談等（相談対応期間：令和２年４月中まで）
相談内容、概要等	●福島県消費生活センターでは、新型コロナウイルスの影響で、「収入が減少したので、住宅ローンや保険の見直しをしたい」、「今後多重債務に陥らないためにはどうしたらいいのか」 など、生活設計について、専門家（ファイナンシャルプランナー）による無料相談を実施しています。 また、抱えてしまった借金や多重債務についての問題なども、法律の専門家（弁護士・司法書士）による無料法律相談を実施しています。
お問い合わせ	●ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 ○相談日：原則、毎月第４木曜日 ○相談時間：午後１時～午後５時 ○相談方法：電話相談及び来所相談（事前の予約が必要）。 ●弁護士・司法書士による法律相談 (1)平日の相談 ○相談日：原則、毎週木曜日 ○相談時間：午後１時～午後５時 ○相談方法：電話相談及び来所相談（事前の予約が必要）。 (2)休日の相談 ○相談日：原則、毎月第４日曜日 ○相談時間：午前１０時～午後３時 ○相談方法：電話相談及び来所相談（事前の予約が必要）。 【来所相談の予約/電話相談先】 福島県消費生活センター 相談専用電話 ０２４－５２１－０９９９

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル	
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。	
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日9時～17時） 電話：0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/ （日本政策金融公庫）	

相談窓口名	中小企業労働相談所	
相談内容、概要等	●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からの相談を受け付けています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。	
お問い合わせ	●相談時間：平日9時～16時 電話：0120-610-145	

●その他

制度の名称	遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）	
支援の種類	通訳	
概要	●聴覚に障がいのある方が帰国者・接触者外来を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、福島県聴覚障害者協会が行う遠隔手話通訳を利用できるサービス。 ・利用時間 月～金（祝日除く）9時～17時 ※ご自身のタブレットやスマートフォン等を使用する場合は、事前にアプリのダウンロードとIDの登録が必要です。 ・Skype（スカイプ） ID：fukushima.zs4 ・FaceTime（フェイスタイム） ID:fukushima.zs4@icloud.com	
活用できる方	・聴覚に障がいがあり、手話ができる方。	
お問い合わせ	・福島県聴覚障害者協会 電話：024-522-0681 FAX:024-563-6228 月～金（祝日を除く）9時～17時	

◎お問い合わせ先一覧

[福島県]

名称	管轄	電話番号
福島県庁（相談専用ダイヤル）		024-521-7871
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談ください。	024-521-2680
県中地方振興局県税部		024-935-1235
県南地方振興局県税部		0248-23-1512
会津地方振興局県税部		0242-29-5235
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213
相双地方振興局県税部		0244-26-1123
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024
保健福祉事務所		
県北保健所（県北保健福祉事務所）	医療薬事課	024-534-4113
県中保健所（県中保健福祉事務所）	医療薬事課	0248-75-7800
県南保健所（県南保健福祉事務所）	医療薬事課	0248-22-6405
会津保健所（会津保健福祉事務所）	医療薬事課	0242-29-5512
南会津保健所（南会津保健福祉事務所）	医療薬事課	0241-63-0306
相双保健所（相双保健福祉事務所）	医療薬事課	0244-26-1329
市保健所		
福島市保健所	健康推進課	024-535-8661
郡山市保健所	地域保健課	024-924-2163
いわき市保健所	総務課	0246-27-8595